

## 射水市高齢者保健福祉計画・第 9 期介護保険事業計画

## 策定スケジュールについて

## 1 計画の位置付け

市は、介護保険法第 117 条第 1 項に基づき国の基本指針に則して、3年に1期とする介護保険事業計画を定めることとされています。

この計画は、今後3年間における高齢者の保健・福祉・介護サービス分野の基本的な政策目標と、その実現に向けて取り組むべき施策を示すものであり、地域のニーズを踏まえ、老人福祉法に基づく「高齢者保健福祉計画」と、介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

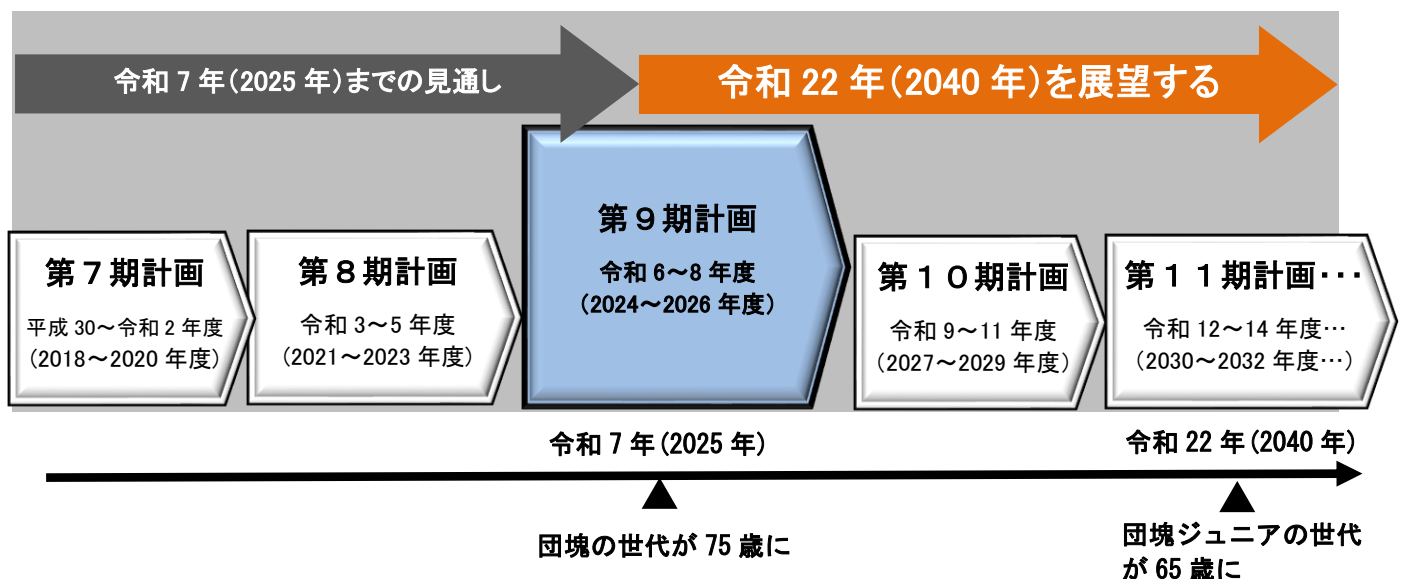
また、今後は高齢化の進展に加え世帯構造の変化が並行して進むと予想され、2025 年以降は現役世代の減少が顕著となる一方、令和 22 年（2040 年）には、団塊ジュニアの世代が増加することによる介護需要の増加・多様化に向けた展望が必要となります。

なお、この計画は介護サービスの整備計画であるとともに、本市の第 1 号被保険者に係る保険料の算定基礎となる計画となります。

## 2 計画期間

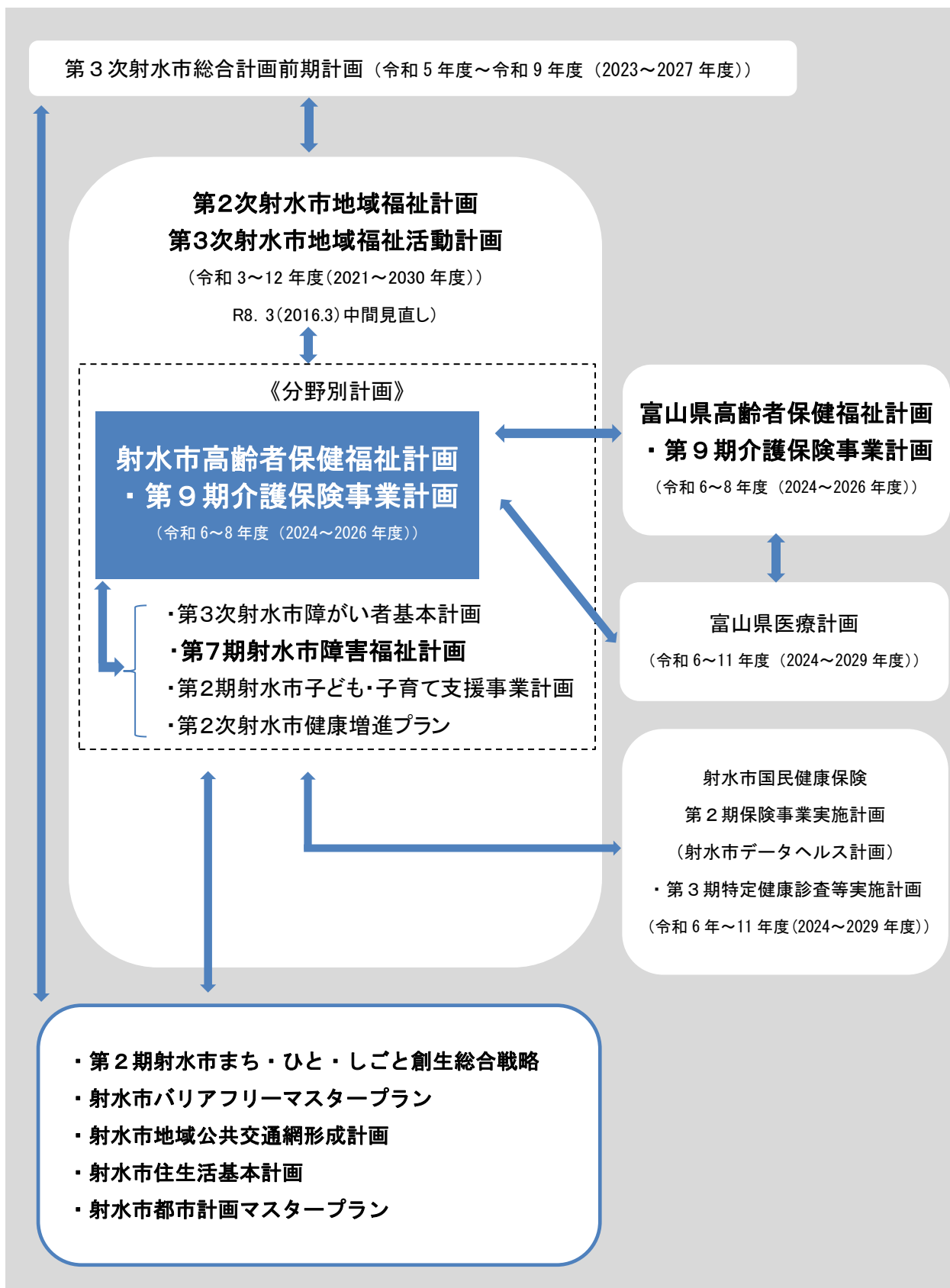
本計画は、令和 6 年度（2024 年度）から令和 8 年度（2026 年度）までの 3 年間を計画期間とします。

ただし、社会情勢の変化等を踏まえ、状況に応じて見直しを図ります。



### 3 他計画等との関連

この計画は、以下の諸計画と調和・整合を図りながら策定します。



#### 4 第9期基本指針（見直し案）

介護保険法第116条において、厚生労働大臣は介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めることとされており、計画作成上のガイドラインの役割を果たしている。

##### （1）見直しのポイント（案）

- ア 介護サービス基盤の計画的な整備
- イ 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
- ウ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

##### （2）具体的な見直し内容（一部抜粋）

- ア 地域の実情に応じたサービス基盤の整備  
中長期的な地域の人口動態や介護ニーズを適切に捉え、既存施設・事業所のあり方も含めた検討
- イ 在宅サービスの充実  
複合的な在宅サービスの整備を推進  
地域密着型サービスの更なる普及
- ウ 地域共生社会の実現  
総合事業の充実  
重層的支援体制整備事業における包括的な相談支援  
認知症に関する正しい知識の普及啓発
- エ デジタル技術を活用し医療・介護情報基盤を整備
- オ 保険者機能の強化  
給付適正化事業の重点化、内容の充実、見える化
- カ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上  
介護人材を確保するための取組を総合的に実施

※今後（7月予定）、国において開催される「社会保障審議会介護保険部会」において諮られ、基本指針案が提示される予定